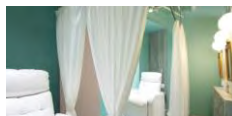


みんなの サロン ほけん



みんなのサロンほけん

事業活動総合保険

保険期間： 毎月1日 午前0時 から1年間

保険募集期間

補償開始日（始期日）は毎月1日となり最短で翌月1日の開始となります。
銀行振込、コンビニ払込の場合は、20日までのお申込みと25日までの取扱代理店
ビューティガレージへの入金確認にて、翌月1日からの補償開始となります。
クレジットカード決済の場合は25日までのお申込み・決済完了にて翌月1日の補償開始となります。
お申込みのお手続きが完了しても、当社ビューティガレージにてご入金確認ができない場合は、自動
的にお申込みキャンセルとさせていただきますので、ご注意ください。

契約者： 株式会社ビューティガレージ

加入対象者： ビューティガレージ会員様

加入手続き方法： サロン保険net Webサイトでのお申込み

URL： <https://www.salonhoken.net/>

お手続きの流れについてはWebサイトをご確認ください

Webサイトでのお申し込みの際、売上高、補償内容をご選択いただくことによって保険料をご案内します。

保険料のお支払い方法： クレジットカード決済、銀行振込、コンビニ払込
[みんなのサロンほけん] WEB申込時のお支払い手続き画面にて決済頂きます

クレジットカード VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners 対応です。

銀行振込

銀行振込はバーチャル口座へのお振込み頂く流れとなり、WEB申込みでの
お支払手続きの際、表示される口座へお振込みをお願いします。
お振込みの際は、振込依頼人欄に、お申込み後表記される
「振込コード+お客様の氏名」を入力してください。
(お振込みの期限は申込から6日間となります)

コンビニ払込

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ
デイリーヤマザキ、セイコーマート、スリーエフ
にてお支払い頂けます。
決済後、表示されるコンビニ別の「お客様番号（オンライン決済番号）」
「確認番号」「支払期限」を控え、各コンビニにてお支払いください。
(お振込みの期限は申込から6日間となります)



賠償責任の補償

賠償ユニット

保険金額 1億円限度

次のような事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

施設危険

店舗の段差でお客さまが転び、ケガをさせてしまった。
ぬれた床で滑ってケガをさせてしまった。
サービスで提供しようとした飲み物を誤ってお客さまの服にこぼしてしまい、クリーニングが必要になった。



業務遂行危険

理美容・エステ・まつげエクステ・ネイル・リラクゼーション・アロマテラピー・フットケア・もみほぐし等サロン業務
ヘアーカット中にお客さまの耳を切ってしまった。
ワックス脱毛でお客さまのお肌が荒れてしまった。
アイラッシュ施術時に目に薬剤が入ってしまった。



製造物危険

提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。



損傷のない財物の使用不能損害

爆発により、看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。



製造物自体の損害

製造、販売した電化製品に結線ミスがあり出火し、家屋とともに電化製品自体も焼失した。

※電化製品のみが焼失した場合は、対象となりません。



第三者医療費用補償

まつげエクステをしていたところ原因はわからないが目がはれてしまったので病院で検査をした。
お店前の道でお客さまが転倒し、病院で診てもらった。
※自己負担額0円



受託物危険

リース中の機械をこわしてしまった。



受託不動産危険

火災により借りている建物に損害が生じた。



完成作業危険

配線工事の配線ミスにより機械から出火し、工場を全焼させた。



人格権侵害

お客さまを万引犯と間違えてしまった。



作業の結果自体の損害

屋根の修繕工事完了後、屋根の一部が崩れたことにより、雨漏りが発生し、テレビをこわしたため、再度屋根を修繕した。
(1回の事故につき1,000万円限度)



サイバー危険

(サイバーリスク賠償責任補償特約)

業務用のパソコンが不正アクセスされ、社内のデータベースに保存されている顧客データのクレジットカード情報等が流出した。





賠償ユニット

I 建具等修理費用

借りていた倉庫に何者かが侵入した際に、入り口のドアが壊され、賃貸借契約によりその修理費を負担した。



オプション(特約) 詳しくは P.8

II 光脱毛等補償特約

お客さまの肌にやけどを負わせてしまった。
機械脱毛により、皮膚が赤く腫れてしまった。
光フェイシャルでやけどをしてしまった。



※医療脱毛、ニードル脱毛は補償対象外となります

補償の範囲

次の事故が保険の対象となります。

企業包括方式



施設・業務遂行危険



製造物・完成作業危険



受託物危険



受託不動産危険



人格権侵害・宣伝障害

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額(免責金額)^(注2)を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。

② 費用



損害防止費用

損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など

争訟対応費用^(注3)

文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など



協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用



権利保全費用

貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用

見舞費用^(注4)

事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など

対物超過費用^(注5)

被害財物の復旧費が時価を超える場合に、被害者からの請求に基づき、貴社がその復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用

初期対応費用^(注3)

事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など



争訟費用

訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など

③ 建具等修理費用^(注6)

貴社の借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用

詳しくは

P.9～p.10

(注1)製造物・完成作業危険においては、貴社の役員、従業員等以外の日本在住者が日本国外に持ち出した国内向け製品により、日本国外において発生した事故は補償の対象となります。ただし、輸出用製品またはその構成部品もしくは原材料等として製造、販売または提供されたものである場合を除きます。また、貴社に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合などは補償の対象外です。

(注2)みんなのサロンほけんは自己負担はございません。

(注3)保険期間を通じて、初期対応費用と争訟対応費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

(注4)被害者1名(法人の場合は1法人)につき2万円、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

(注5)被害者1名(法人の場合は1法人)につき50万円、1事故につき100万円、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。

(注6)1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

物損害ユニット

物損害の補償

保険金額1,000万円限度
自己負担額1万円（注3）

次の事故によって、貴社所有の設備・什器等^{（注1）}や商品・製品等^{（注2）}に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



建物の外部からの物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込み
店舗内の設備がこわれた。



給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。



電氣的事故・機械的事故

過電流で機械がこわれた。



業務用現金などの盗難

事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。
（1事故につき100万円限度）



騒擾、労働争議など

労働争議で設備、商品がこわれた。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。



水災

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。



その他の不測かつ突発的な事故

商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。



オプション（特約） 詳しくは P.8

地震危険補償特約

地震の揺れにより什器・備品が破損した。



※スポーツトレーナー様で地震補償ご希望の際はサロン保険ネット
0120-975-412までご連絡ください

保険の目的(保険の対象)

貴社所有の設備・什器等や商品・製品等が次の場所(状態)にある場合に保険の対象となります。

企業包括方式



すべての
建物内



野積み



輸送中



一時
持ち出し中

(注1)設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。(以下同じです。)

(注2)商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。(以下同じです。)

(注3)自己負担額(免責金額)1万円を差し引いてお支払いします。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。

①損害保険金(注4)

保険の目的(保険の対象)に生じた損害について、その再調達価額(注5)を基準に算定した1事故あたりの損害の合計額が自己負担額(免責金額)(注6)を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額(注5)のいずれか低い額をお支払いします。(注7)

②通貨等盗難損害保険金

対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払いします。

③物損害事故付随費用保険金(注9)



残存物取片づけ費用

残存物の取片づけに必要な
取りこわしなどの費用



法令変更対応費用

建築基準法や、消防法など
が変更されたことにより罹災
直前の状態に修理すること
ができない場合の追加費用



修理付帯費用

復旧にあたり必要となる損害
の原因の調査費用、損害が生
じた設備・装置を再稼働する
ために必要な点検費用など

(注4) 水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および事業継続費用保険金(詳しくはP. 6 をご参照ください。)として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

(注5) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注6) 自己負担は1万円となります。

(注7) 保険の目的(保険の対象)が商品・製品等または貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価(注8)が基準となります。また、太陽光発電設備・装置については罹災した敷地内の数を問わず100万円限度、ドローン等の無人航空機等については罹災した機数を問わず30万円限度となります(ただし、無人航空機等が商品・製品等である場合を除きます)。

(注8) 損害が発生した地および時における保険の目的(保険の対象)の価額をいいます。

(注9) 各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。



休業損失の補償

休業ユニット

保険金額1,000万円限度

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、
貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

火災、落雷、破裂・爆発

事務所^{じむしょ}で火災が発生し、
什器^{しき}が焼失した。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。



風災^{ひょう}・雹災^{ひょう}・雪災

台風により倉庫が破損し、
倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



水災

大雨による洪水で事務所が
水浸しになり、設備がこわれた。



建物の外部からの 物体の衝突、飛来など

お店に車が突っ込みこわれた。



給排水設備に生じた 事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。



電氣的事故・ 機械的事故 その他の不測かつ 突発的な事故

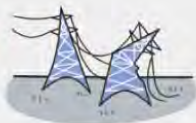
過電流で機械がこわれた。



次の事由が発生した結果生じた休業損失等も補償します！

電気・ガス・水道等の 供給の中断(24時間超)

事故により電気の供給が24時間を超えて
中断し、営業を一部休止した。



主要取引先の破産^(注2)

主要取引先である販売先が
破産し、売上が減少した。



食中毒・感染症^(注1)の 発生など

提供した食品が原因で
食中毒が発生し、
営業を一部休止し、
利益が減少した。



(注1) 特定感染症および指定感染症をいいます。詳しくはP.16をご覧ください。

(注2) 破産法(平成16年法律第75号)の定めに従い日本国における裁判所が破産手続開始を決定することをいいます。ただし、公告によりそれが確認できるものにすぎません。なお、破産手続開始の申立てを行っただけでは、破産とはみなしません。

対象物件

次の財物が対象物件となります。

企業包括方式

- ①  貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等
- ②  貴社が所有または占有する業務用の建物
- ③  対象敷地内^(注3)にある貴社が占有する①以外の財物
- ④  対象敷地内^(注3)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
- ⑤  対象敷地内^(注3)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
- ⑥  供給者などが日本国内で占有する財物

(注3) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。

保険金のお支払内容

次の保険金をお支払いします。



① 休業損失保険金^(注4)

1日あたりの対象経常費と営業利益の合計額に休業日数から1日控除した日数を乗じ、さらに影響割合を乗じた額に対して、損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。
詳しくはP.16をご覧ください。



② 事業継続費用保険金^(注4)

営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。

特定感染症の ③ 休業損失保険金 ④ 特定感染症対策費用保険金

指定感染症の ⑤ 指定感染症対策費用保険金

詳しくはP.16をご覧ください。

(注4) 水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金（P.14ご参照）として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

全ユニット共通

すべてのユニットにセットすることができるオプション特約です

弁護士費用等 補償特約

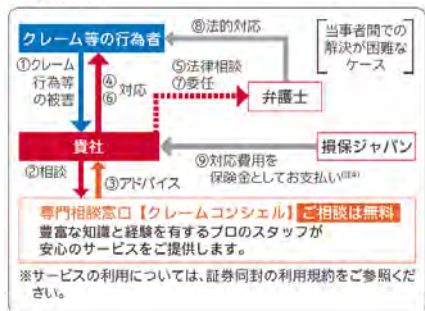


■保険金をお支払いする主な場合

被保険者が被った対人被害・対物被害および経済的被害について、被保険者等が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。
この特約の補償の対象となる方(被保険者)は貴社(保険証券の被保険者氏名欄に記載された方)であり、対人被害に関する損害の場合は貴社の役員および使用人も含まれます。

被害の種類	被害の原因となる対象事故 ^(注1)	対象となる費用	支払限度額
対人被害・対物被害	急激かつ偶然な外来の事故	紛争解決弁護士費用 法律相談費用	被保険者1名につき 100万円 保険期間を通じて 300万円
経済的損害	クレーム行為・使用人の信用毀損等の行為	業務妨害阻止対策弁護士費用 ^(注2) 法律相談費用	1事故につき 70万円 保険期間を通じて 140万円
	詐欺行為・知的財産権の被侵害	法律相談費用	1事故につき 10万円 保険期間を通じて 30万円

※クレームコンシェル^(注3)によるクレーム解決サポートサービスも提供します。



■保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ① 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ② 被保険者に対する刑の執行
- ③ 所定の資格を有しない者が遂行した業務によって生じた事故

(2) 次のいずれかの対象事故によって被った対人・対物被害による損害

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格、操縦資格を持たないで運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
- ② 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
- ③ 被保険者が酒気帯び状態で運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
- ④ 被保険者が、自動車等、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車等、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合は保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人に生じた対象事故

(3) 次のいずれかの対人・対物被害による損害

- ① 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用した状態で発生した対人・対物被害
- ② 環境汚染により生じた対人・対物被害。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- ③ 記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物に存在する欠陥、自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する対物被害
- ④ 記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- ⑤ 被保険者が、専門職業人としての行為(特約に規定するものをいい、医師による医療行為等を含みます。)を受けたことによって生じた対人被害
- ⑥ 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性に起因する対人・対物被害
- ⑦ 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性の作用に起因する対人・対物被害
- ⑧ 電磁波障害に起因する対人被害
- ⑨ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人・対物被害
- ⑩ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する対人被害

- ① 記名被保険者またはその執行機関^(注5)による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
- ② 記名被保険者またはその執行機関^(注5)の法令違反
- ③ 支払不能、破産または債権の回収
- ④ 被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
- ⑤ 私的独占、不当な取引制限もしくは不公正な取引方法またはそのおそれ
- ⑥ 医療行為

(5) 被保険者が対象事故により経済的被害を被った場合において、対象事故に該当する行為を行った者に対して保険金請求権者が損害賠償請求を行うことによって負担した弁護士費用

(6) 次のいずれかに該当する事由にかかわる弁護士費用または法律相談費用

- ① 自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求、その他の賠償責任保険の規定に基づく被保険者^(注6)に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談。ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合は保険金を支払います。
- ② 社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

(7) 貴社や貴社の役員、使用人などが賠償義務者である場合または対象事故を発生させた場合(ただし、貴社の使用人が信用毀損等の行為を行った場合は、保険金を支払います。)

- ⑧ 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害^(注7)
- ⑨ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用または法律相談費用 など

(注1) 日本国内において発生したものに限りります。

(注2) クレーム行為および使用人の信用毀損等の行為については、対象事故に該当する行為を止めさせる措置等をするための弁護士費用を含み、行為を行ったものに対して損害賠償請求を行うための弁護士費用を除きます。

(注3) 損保ジャパンが指定する、クレーム行為等を解決する窓口をいいます。

(注4) 詐欺行為および知的財産権の被侵害に関する損害につきましては弁護士費用はお支払い対象外となります。

(注5) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

賠償ユニット

光脱毛等補償特約

(特定施術危険等対象外特約
(光脱毛等補償用) (ビュー
ティガレッジ用))



光脱毛等の施術に起因する身体障害の法律上の
賠償責任を補償します。

※医療脱毛・ニードル脱毛は補償対象外となります。

保険金額 1億円限度

物損害ユニット

地震危険補償特約



■ 保険金をお支払いする主な場合

以下の①から③までのいずれかの事由によって、貴社所有の設備・什器等や商品・製品等に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いする特約です。

- ① 地震、噴火による火災、破裂・爆発
- ② 地震、噴火によって生じた損壊、埋没等
- ③ 地震、噴火による津波、洪水その他の水災

※ 損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的(保険の対象)の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパンの承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額(免責金額) を差し引いてお支払いします。(保険期間を通じて特約の支払限度額が限度となります。)

保険金額 500万円限度 自己負担額 50万円

※スポーツトレーナー様で地震補償ご希望の際はサロン保険ネット
0120-975-412までご連絡ください。



賠償ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 損害賠償金

(被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を差し引くものとします。)

日本国内で発生した貴社の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴社の業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、契約方式・補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額（免責金額）（注1）を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。

損害の種類		お支払限度額
身体の障害		保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度（1億円限度）
人格権侵害・宣伝障害		
財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能	
	損傷等の発生していない財物の使用不能	
	製造物自体・作業の結果自体の損壊	
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取
		損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能
	受託不動産	損傷等（注3）
	損傷等の結果発生する使用不能（注3）	
第三者医療費用補償特約		次のア.からウ.までの事故のいずれかによって、第三者が被った身体の障害に関し、被保険者が医療費用または葬祭費用を損保ジャパンの同意を得て支払うことによって被る損害 ア.被保険者の業務遂行による事故 イ.被保険者が所有または賃借する施設での事故 ウ.被保険者が所有または賃借する施設に隣接する道路上での事故
サイバーリスク賠償責任補償特約		第3者に対する賠償補償100万円 事故対応時の各種対応費用30万円限度 ※情報漏えい時広報・見舞い費用のみ

【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

用語	説明
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなった場合を含みます。
財物の損壊	● 施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ● 受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ● 受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。
受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ② 著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません)、標題または標語の侵害 ③ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

(注1) みんなのサロンほけんには、自己負担（免責金額）はございません。

(注2) 2024年9月1日補償開始契約より①限度額100万円となります。

(注3) 貴社が借用する社宅等に発生した財物の損壊は、火災・破壊または爆発による事故に限り保険金をお支払します。

② 損害防止費用 (注3)	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。
③ 権利保全費用 (注3)	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
④ 争訟費用 (注3)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。
⑤ 協力費用 (注3)	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じて貴社がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥ 初期対応費用 (注3) (注4)	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)をお支払いします。
⑦ 争訟対応費用 (注3) (注4)	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。
⑧ 見舞費用 (注3)	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名(法人の場合は1法人)あたり2万円を限度、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。
⑨ 対物超過費用 (注5)	被害財物 (注6) の復旧費がその時価を超えると損保ジャパンが認める場合において、被害者からの請求に基づき、貴社がその被害財物の復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用について、被害者1名(法人の場合は1法人)につき50万円を限度、1事故につき100万円を限度、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。
⑩ 受託貨物事故付帯費用 (注3) (物流業務のみ)	次の(ア)から(エ)までの費用を合算して、1回の事故について100万円を限度としてお支払いします。 次の(イ)から(エ)までの費用は、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合またはその受託貨物を積載した輸送用具に列挙危険事故 (注7) が発生した場合にかぎり、保険金をお支払いします。
	(ア) 廃棄等費用 受託貨物の取りこわし、取り片付け清掃、搬出および廃棄のために損保ジャパンの承認を得て支出した費用です。ただし、受託貨物の財物の損壊につき保険金をお支払いする場合にかぎり、お支払いします。
	(イ) 検査費用 受託貨物の検査のために支出した費用です。ただし、損保ジャパンまたは損保ジャパンが認める調査人または鑑定人が必要かつ妥当と判断した場合にかぎり、お支払いします。
	(ウ) 搬送費用 受託貨物を最終仕向地へ輸送するために損保ジャパンの承認を得て支出した代車費用、牽引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積み込み、仕分、および再梱包に要する費用です。(ただし、燃料代および高速料金は含みません。)
	(エ) 緊急輸送費用 受託貨物の代替品を航空便により緊急輸送するために支出した費用のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認めた費用です。
⑪ 建具等修理費用	貴社が借用する不動産 (注8) に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。ただし、貴社が借用する社宅等に生じた損害は除きます。

■ 補償の対象となる方（被保険者）

以下の方が被保険者となります。ご契約に適用される約款・特約や業種ごとに範囲が異なります。詳しくは普通保険約款・各特約をご確認ください。

- 貴社(保険契約申込書の記名被保険者欄に記載される方)
 - 貴社の下請負人
- 貴社の役員・使用人
 - 貴社の下請負人の役員・使用人

「施設・業務遂行危険に起因する損害の場合、以下の方も被保険者となります。

- 指定管理業務 (注9) について貴社をその業務の遂行者として指定した地方公共団体
- 貴社から指定管理業務 (注9) を受託したすべての事業者

(注3) 結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。
(注4) ⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。
(注5) 受託不動産危険に起因する損害については保険金をお支払いしません。
(注6) 有償であると無償であるを問わず、貴社が仕事を遂行するために、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物を含みません。
(注7) 次のいずれかの事由が発生したことをいいます。①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、雹災または雪災 ⑤水災 ⑥給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出または溢出 ⑦スプリンクラーからの内容物の漏出または溢出 ⑧盗難。ただし、侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎり、⑨輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州 ⑩共同海損犠牲損害
(注8) 社宅等および借用許可を得ていない不動産は含みません。また、事業所限定方式の場合、お申込時にご指定された事業所を借用している場合はその事業所建物となります。
(注9) 地方公共団体による指定に基づく指定管理施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める公の施設)の管理業務をいいます。

【基本補償についての詳細なご説明】

お支払いする保険金の内容（サイバーリスク賠償責任補償特約）

■ 保険金のお支払い対象となる事由

- ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ①の事由以外の、次のアからウの事由
 - ア. デジタルコンテンツ不当事由（注1）
 - イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃
 - ウ. アおよびイ以外のITユーザー業務の遂行またはITサービス業務の提供にあたり生じた偶然な事由
- ③ サイバー攻撃に起因して発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊

■ 補償対象となる方（被保険者）

- 貴社（保険契約申込書の記名被保険者欄に記載される方）
- 貴社の役員・使用人

■ 保険金の種類

保険金のお支払い対象となる事由に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、貴社が負担した次のものに対して保険金をお支払いします。なお、一連の損害賠償請求について、①～②を合計してサイバーリスク賠償責任補償特約の保険金額を限度とします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（業務の結果を保証することを含みます。）がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
-------------	--

保険金のお支払い対象となる事由またはサイバー攻撃のおそれが発生した場合に、それに対応するために貴社が負担した次のものに対して保険金をお支払いします。なお、1回の事故につき、30万円が限度となります。

情報漏洩対策費用	② 情報漏えい時広報・見舞対応費用	事故対応関連費用	文書作成のために要する費用や事故の対応のために要する貴社の役員・使用人等の交通費および宿泊費、超過勤務手当等の人件費、コールセンターの設置、運営等の費用、弁護士等への相談費用など（注2）をお支払いします。
		個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品の購入費用および見舞品の発送費用について、1名につき1,000円を限度（ただし、見舞品の発送費用は除きます。）としてお支払いします。
		法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品の購入費用および見舞品の発送費用などについて、1法人につき10万円を限度（なお、貴社が製造または販売する製品を見舞品とする場合には、発送費用を含め、製造原価相当額を限度とします。）としてお支払いします。

（注1）デジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供その他の業務における利用をした結果生じる次の事由をいいます。①名誉き損②プライバシーの侵害③氏名権の侵害④肖像権の侵害⑤パブリシティ権の侵害⑥広告および宣伝内容の誤り⑦情報、アイデア等の盗用⑧著作権、商標権または意匠権の侵害
（注2）詳しくは、約款のサイバーリスク賠償責任補償特約第3章基本条項をご確認ください。

🚨 緊急時サポート総合サービスの対応フロー

サイバー攻撃や情報漏えいなどによって、事故の原因調査や公表、被害者への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、事故対応に関する必要なサポート機能をコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客さまの被害拡散防止・早期復旧等を支援します。
※サイバーリスク賠償責任補償特約で保険金がお支払いできる場合にご利用いただけるサービスです。
※各サポート機能提供会社にお支払いいただく諸費用は、保険金額を上限に保険会社から保険金として貴社へ支払われます。なお、諸費用は保険金の支払い対象外となる場合があります。
※日本国内での対応が対象となります。

情報漏えいやそのおそれまたはサイバー攻撃などの異常を検知



事故報告／サービス利用連絡



損保ジャパン

損保ジャパンの保険金サービス課が状況をヒアリングの上、保険でのお支払いの対象となるかを判断。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 身体の障害・財物の損壊・サイバースリスク賠償責任補償特約に関する事由

- ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、^{いづ}漏出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- 産業廃棄物処理業務によって生じた環境汚染またはそのおそれに起因する損害
- 特別の約定によって加重された損害賠償責任
- 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害（労災事故）に対して負担する損害賠償責任（オプションの「使用者賠償責任補償特約」をセットいただくことにより従業員などのケガについてはお支払いの対象となります。）
- 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊。ただし、国外流出製造物に起因する損害については、保険金を支払います。
- 弁護士、医師、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（受託不動産に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。）ただし、サイバースリスク賠償責任補償特約をセットしたご契約の場合はお支払いの対象となります。
- レーシック、ケミカルピーリング、レーザー治療、ニードル脱毛、HIFU など

〈製造物・完成作業に関する固有の事由〉

- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
- 記名被保険者の製造物のみ、または作業の結果のみに生じた財物の損壊。次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
 - ① 製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ② 貴社の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
 - ③ 貴社の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
- 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- 製造物等が医薬品等、農薬、食品の場合において、直接であると間接であるとを問わず、製造物等がその意図された効能等を発揮しなかったことに起因して負担する損害賠償責任。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害については、保険金を支払います。
- 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するものに起因する損害賠償責任
- 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬、妊娠促進剤またはこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等に起因する損害賠償責任
- DES、クロラムフェニコール系製剤によるとる血液障害、アミノグリコサイド系製剤によるとる聴力障害、筋肉注射によるとる筋肉拘縮症、キノホルムによるとるスモン、経口血糖降下剤によるとる低血糖障害に起因する損害賠償責任
- 後天性免疫不全症候群に起因するすべての身体の障害に起因する損害賠償責任
- リフトファンに起因する身体の障害に起因する損害賠償責任
- トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 体内移植用シリコンに起因する身体の障害に起因する損害賠償責任
- 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくは疾病に起因する損害賠償責任 など

■ 身体の障害・財物の損壊に関する事由

〈施設・業務遂行に関する固有の事由〉

- 航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、貴社が所有または賃借する施設内にある車両、工事現場内または仕事現場内にある建設用工作車、構内専用車または非所有フォークリフト（非所有フォークリフトは物流業務にかぎる）、販売、リース等を目的として展示されている自動車の所有・使用・管理に起因する事故については、保険金を支払います。）
- 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業、工事に使用されている間の船舶などに起因する事故については、保険金を支払います。）
- 塵埃または騒音に起因する損害
- 基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊（オプションの「地盤崩壊危険補償特約」をセットいただくことにより、一部の工事を除きお支払いの対象となります。）
- 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
- 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任
- 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害
- 水の汚染による漁獲高の減少、または漁獲物の品質の低下
- 身体美容または整形の業務の遂行に起因する損害。ただし、理容師法に規定する理容師が行う理容業務または美容師法に規定する美容師が行う美容業務に起因する損害に対しては、保険金を支払います。
- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担したビルメンテナンス対象施設の盗取または詐取
- ビルメンテナンス対象施設の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 身体美容または整形の業務の遂行に起因する損害（理容師法に規定する理容または美容師法に規定する美容を除きます。） など

■ 人格権侵害・宣伝障害に関する事由

- 被保険者の犯罪行為
- 採用・雇用または解雇に関する行為
- 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
- 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- 契約違反
- 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- 商品、製品またはサービスの価格表示誤り
- サイバー攻撃により生じた事象に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 など

■ 建具等の修理に関する事由

- ご契約者、記名被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、^{いづ}漏出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- 借用施設の管球類のみに生じた損害
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損害であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害 など

＜受託物・受託貨物に関する固有の事由＞

- ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物・受託貨物の盗取または詐取
- 受託物・受託貨物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
- 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董とう品、設計書などの財物の損壊
- 委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物・受託貨物の財物の損壊。ただし、受託自動車を受託物である場合は、その受託自動車が委託者に引き渡された後に発見された受託自動車の損壊もしくは紛失、または盗取もしくは詐取。 など

＜受託物に関する固有の事由＞

- 修理、板金、塗装等の作業において発生した加工技術の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊。ただし、火災、爆発による損壊の場合やジャッキアップなどの作業による損壊の場合は、保険金を支払います。
- 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊 など

＜借用建物(受託不動産)に関する固有の事由＞

- 改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊(被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合は保険金を支払います。)
- 汚損、擦損、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- 貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊 など

■ サイバーリスク賠償責任補償特約固有の事由

＜共通の事由＞

- 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為
- この保険契約の保険期間の初日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為
- この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
- 通常の業務の範囲でない行為。通常の業務の範囲を超えたITサービス業務の提供を含みます。
- ITサービス業務の提供にあたり、業務の範囲内で新たなまたは改変したITサービス業務を提供した場合における、次に掲げる事故
 - ① 通常要するテストを実施していないITサービス業務の瑕疵によって生じた事故
 - ② ITサービス業務の瑕疵によって、そのITサービス業務のテスト期間内、試用期間内または提供した顧客の正式使用後1か月以内に生じた事故
- 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
- 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。①)の損傷等または故障
- 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害については、保険金をお支払いします。

- 被保険者の業務の対価(販売代金、手数料、報酬等をいいます。①)の見積もりまたは返還
- 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合における、次の①または②
 - ① 前払式支払手段の不正な操作または移動
 - ② 不正な為替取引または資金移動
- 次の事由に起因して発生した費用
 - ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ③ 記名被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報の漏えいまたはそのおそれに該当するとされたことによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったことに起因して発生した費用
- 記名被保険者が金融機関である場合、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由に起因する損害
 - ① 預貯金、保険、商品先物、外国為替、金融商品その他これらに類するものの取引、手続き、決済等、または紛失、盗取、詐取もしくは消失
 - ② 被保険者システム、記名被保険者が他の金融機関と相互にデータ通信を行うためのシステムもしくは現金自動預入支払機^(注1)を通じて行われる資金^(注2)または財産の移転
 - ③ コンピュータシステムを通じた振込、振替、売買、その他の各種取引に関して記名被保険者が顧客に対して提供するサービスにおいて、サービスの利用にあたり、記名被保険者が顧客本人であることを確認する目的で使用するID、パスワード等の情報が顧客以外の第三者によって不正に利用されること
- この特約で保険金を支払うべき損害が発生した場合において、保険金の支払またはそのいかなる利益の提供を行うことにより、当会社が次に掲げる事由に基づく制裁、禁止または制限を受けるおそれがあるとき
 - ① 国際連合の決議
 - ② 欧州連合、日本国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる措置、法律または規則
- 保険金を支払うべき損害が発生した国または地域において、保険金支払が禁止されている損害
- この追加条項が付帯された保険契約において、直接であると間接であるとを問わず、戦争等(国家関与型サイバー攻撃を含みます。①)に起因する損害 など

＜保険金のお支払い対象となる事由①および②固有の事由＞

- 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因による場合は、保険金をお支払いします。
 - ① 火災、破裂または爆発
 - ② 保険金をお支払いする事由②イまたはウによる被保険者システムの損傷等または機能の停止 など

＜保険金のお支払い対象となる事由③固有の事由＞

- 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因による場合は、保険金をお支払いします。
 - ① 火災、破裂または爆発
 - ② サイバー攻撃
- 次に掲げる事由に起因する損害または費用
 - ① 排水または排気
 - ② 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- 受託自動車に生じた財物の損壊に起因する損害または費用。ただし、その受託自動車が作業受託物に該当する場合は、保険金をお支払いします。 など

(注1) 記名被保険者の顧客が自らの操作によって現金を出金または入金できる機械をいい、現金自動支払機および現金自動預金機を含みます。

(注2) 暗号資産、電子マネーその他これらに類するものを含みます。

お支払いについて

物損害ユニット

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

① 損害保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.14の補償内容の「○」印がある偶然な事故により保険の目的（保険の対象）に損害（注1）が生じた場合に、再調達価額（注2）を基準としてお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額（注2）のいずれか低い額が基準となります。（注3） 損害保険金は、1事故あたりの損害の合計額が自己負担額（免責金額）を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。								
② 物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。 <table><tr><th>費用保険金</th><th>内容</th></tr><tr><td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td></tr><tr><td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr><tr><td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr></table>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用
費用保険金	内容								
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など								
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など								
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用								
③ 通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手・乗車券等または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払いします。								

(注1) ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。

(注2) 損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

(注3) 保険の目的（保険の対象）が商品・製品等または貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価^{（注4）}が基準となります。

(注4) 損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）の価額をいいます。

■ 補償内容

企業包括方式				
No.	事故の種類	建物外所有資産		
		A 建物内（注5） 収容資産	B 輸送中・一時 持ち出し中	C 左記以外 （野積みなど）
①	火災・落雷・破裂・爆発	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	○	○
		商品・製品等	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×
⑦	水災	設備・什器等	○	×
		商品・製品等	×	×
⑧	電気的事故・機械的事故	○	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×

● 保険の目的（保険の対象）の範囲イメージ図



○: 設定した自己負担額（免責金額）を差し引いてお支払いします。 ×: お支払いできません。

ご注意

保険の目的（保険の対象）にならない物

- 建物 ● 自動車（注6） ● 船舶 ● 航空機（注7） ● 動物・植物（注8）
- 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える物
- テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ
- 軌道、護岸、栈橋、防油堤その他の土木構築物
- 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物 など

(注5) 対象建物の建物内のほか、対象建物以外の建物内及びこれらの建物の軒下を含みます。

(注6) 建設用工作車を含みます。工事業務に関連する場所等以外にある場合も保険の目的（保険の対象）にはなりません。

(注7) ここでいう航空機には、ドローン等の無人航空機等は含みません。

(注8) 動物・植物が商品・製品等である場合は保険の目的（保険の対象）に含みます。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- 地震・噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害（注1）
- 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者でない場合において対象建物に付加した看板については、保険金を支払います。
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合は保険金を支払います。
- ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害
- 日本国外で発生した事故
- 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
 - ① 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故
 - ② 原因を問わず、原動機付自転車に対象敷地内の外にある間に生じた事故
- 直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合は保険金を支払います。

など

- 対象施設の営業時間外において、金庫（注4）外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 保険の目的である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害
- 保険の目的（保険の対象）が無人航空機等である場合における、保険の目的のブレード等の回転翼部分のみに生じた損害など

■ 商品・製品等に適用される固有の事由

- 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 受渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給により、商品・製品等のみが生じた損害
- 商品・製品等である植物が、事故により枯死した結果生じた損害。ただし、事故発生後7日以内に枯死した場合は保険金を支払います。

など

■ 設備・什器等や商品・製品等に適用される固有の事由(注2)

- 保険の目的（保険の対象）の欠陥、自然消耗、劣化、ボイラスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 製造中または加工中の損害
- 保険の目的（保険の対象）のうち、管球類のみに生じた損害
- すり傷、かき傷などの単なる外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- 詐欺、横領、置忘れ、紛失（注3）など
- 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- 楽器に生じた次の①または②の損害
 - ① 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破壊
 - ② 音色または音質の変化
- 保険の目的（保険の対象）が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意による損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- テープ、カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害
- 保険の目的に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

■ 手形・小切手の盗難に適用される固有の事由

- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の①から④に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
 - ① 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生の通知を行い、支払いの停止を依頼すること
 - ② 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
 - ③ 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
 - ④ その他損保ジャパンの要求した手続を行うこと
- 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害など

（注1） 地震危険補償特約（詳しくはP.8をご参照ください。）をセットすることによりお支払いします。

（注2） P.14の補償内容に記載の事故の種類のうち、③～⑥または⑧、⑨のいずれかの事故である場合に適用されます。

（注3） 発生原因を問わず、保険の目的である無人航空機等を操縦中の紛失を含みます。

（注4） 耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。



休業ユニット

基本補償についての詳細なご説明

お支払いする保険金の内容

■ 保険金の種類

(1) (2)以外の事由

保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
① 休業損失保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.17の表①～⑨およびP.18の表①～⑧の「○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、事故発生日の翌日からお支払い対象となります。 (1日あたりの対象経常費(注1) + 1日あたりの営業利益(注2)) × 休業日数から1日を控除した日数 × 影響割合(注3)	1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額限度。ただし、損失等の種類により下表のとおり異なります。
② 事業継続費用保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP.17の表①～⑨およびP.18の表①～⑧の「○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用をお支払いします。(注4)	1事故につき、ご契約時に設定した休業ユニットの保険金額や損失等の種類により下表のとおり異なります。

対象経常費	経常費の種類	算入額	ご契約時に設定した休業ユニットの保険金額	
			3,000万円以下	5,000万円以上
	人件費	給料の額(給料、諸手当および賞与の合計額とし、退職金を含みません。)に80%を乗じた額	休業ユニットの保険金額	
	福利厚生費	福利厚生費の額		
	地代・家賃等	地代家賃および保険料の額。なお、駐車場代を含みます。	500万円	
	通信費	通信料の額に80%を乗じた額		
	光熱費	電気、ガス、熱、水道または工業用水道の利用料金の合計額に80%を乗じた額	100万円	

保険金の種類	損失等の種類	支払限度額	
休業損失保険金(上表の①)	下記以外	休業ユニットの保険金額	
	敷地外物件の偶然な事故、ユーティリティ・流通管理システムの中断	500万円	1,000万円
	主要取引先の破産	100万円	500万円
事業継続費用保険金(上表の②)	下記以外	500万円	1,000万円
	敷地外物件の偶然な事故、ユーティリティ・流通管理システムの中断	500万円	
	主要取引先の破産	100万円	

(2) P.18の表⑦、⑧の特定感染症(注5)、指定感染症(注8)の原因となる病原体により、対象施設(注9)または対象施設が所在する建物等が汚染または汚染された疑いがある場合

感染症の種類	保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
特定感染症(注5)	③ 休業損失保険金	次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、てん補期間は事故が発生した日の翌日から起算して14日(注10)となります。 (1日あたりの対象経常費(注1) + 1日あたりの営業利益(注2)) × 休業日数から1日を控除した日数 × 影響割合(注3)	1事故につき500万円
	④ 特定感染症対策費用保険金	事故が発生した日から起算して30日以内に生じた消毒費用(注11)、検査費用(注12) 予防費用(注13)をお支払いします。ただし、損保ジャパンの同意を得て支出したものに限りします。	1事故につき100万円
指定感染症(注8)	⑤ 指定感染症対策費用保険金	消毒その他の措置(注14)に要する費用を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた喪失利益または事業継続費用に対してお支払いします。	保険期間を通じて20万円(定額)

※③と④は合算して1事故500万円が限度となります。

- (注1) 経常費のうち、直近会計年度において被保険者が支払った(1)の対象経常費の表に掲げるものをいいます。
- (注2) 直近会計年度の営業利益の額を、その期間の営業日数で除した額とします。なお、営業利益の額が負の値である場合も、その値を営業日数で除した額を1日あたりの利益として算式に適用します。
- (注3) 収益減少額を標準売上高で除した額をいいます。
- (注4) 保険金のお支払対象となる復旧期間は3か月までとなります。
- (注5) 次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルグ病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群(SARS)、⑫中東呼吸器症候群(MERS)、⑬鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、⑭コレラ、⑮細菌性赤痢、⑯腸管出血性大腸菌感染症、⑰腸チフス、⑱パラチフス、⑲新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(注6)。ただし、⑨については事故の発生した日において、感染症法(注7)に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当する場合にかぎり補償対象となります。
- (注6) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)をいいます。以下、同様とします。
- (注7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)をいいます。以下、同様とします。
- (注8) 感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。以下、同様とします。

- (注9) 貴社が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。工事現場はこれに該当しません。以下、同様とします。
- (注10) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が補償対象となる場合は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)におけるてん補期間は事故が発生した日の翌日から起算して5日となります。
- (注11) 感染症の蔓延または再発を防止するために、対象施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什じゅう器・備品・衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。
- (注12) 貴社の役員および従業員ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用をいいます。ただし、事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。
- (注13) 貴社の役員および従業員への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用をいいます。
- (注14) 保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。

■ 補償内容

I．次の事故により損害が発生した結果生じた休業損失など

企業包括方式					
No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等(右記対象物件A)			建物、アーケードなど右記対象物件B～Fに掲げる財物
		建物内 ^(注1)	建物外		
			輸送中・一時持ち出し中	左記以外(野積みなど)	
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	○	○ ^(注2)	○ ^(注2)	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	○	○	○	○
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×	○
⑦	水災	○	○ ^(注2)	×	○
⑧	電気的事故・機械的事故	○	○	×	○
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×	○

● 対象物件

A 貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等^(注3)

B 貴社が所有または占有する業務用の建物

C 対象敷地内^(注4)にある^(注3)貴社が占有する**A**以外の財物

D 対象敷地内^(注4)に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など

E 対象敷地内^(注4)へ通じる袋小路およびそれに面する建物など

F 供給者などが日本国内で占有する財物^(注5)

- :保険金をお支払いします。(休業損失保険金は事故発生日の翌日分からお支払い対象、事業継続費用保険金は事故発生日の当日分からお支払い対象となります。)
- ×:お支払いできません。

- (注1) 対象建物の建物内のほか、対象建物以外の建物内およびこれらの建物の軒下を含みます。
- (注2) 商品・製品等についてはお支払いできません。
- (注3) 物流業務に起因する事故の場合は、貴社が占有する商品・製品等、受託貨物は対象物件には含まれません。
- (注4) 貴社の事業所が所在するすべての敷地内をいいます。
- (注5) 物流業務に起因する事故の場合は、荷主が日本国内で占有する財物が損害を受け、貨物運送が中止された結果生じた損失等にかぎりお支払いします。

Ⅱ．次の事由が発生した結果生じた休業損失など

No.	事由の種類	ワイド			
		休業損失 保険金	事業継続 費用 保険金	特定感染 症対策費 用保険金	指定感染 症対策費 用保険金
①	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○	○	—	—
②	対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	○	—	—
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの24時間超の中断	○	○	—	—
④	不測かつ突発的な事由による流通管理システムの中断	○	○	—	—
⑤	主要取引先の破産	○	○	—	—
⑥	次のアまたはイの食中毒の発生またはその疑い。 ア．対象施設（注1）における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生（保健所長に届出のあったものにかぎります。） イ．対象施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の措置の指示、命令など	○	○	—	—
⑦	対象施設または対象建物等が「結核」「O-157」などの特定感染症(注2)の原因となる病原体に汚染されたこと（対象施設において感染症法（注3）に基づき所轄保健所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保健所長届出のあったものにかぎります。）(注4)または、汚染された疑いがある場合における対象施設に対する消毒その他の措置（注5）	○	—	○	—
⑧	対象施設または対象施設が所在する建物等が指定感染症（注6）の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、対象施設に対する消毒その他の措置	—	—	—	○

○:保険金をお支払いします。(休業損失保険金は事由が発生した翌日分からお支払い対象、事業継続費用保険金・特定感染症対策費用保険金・指定感染症対策費用保険金は事由が発生した当日分からお支払い対象となります。)

—:お支払いできません。

ご注意

対象物件にならない物

- 自動車 ● 船舶 ● 航空機・無人航空機等（注7） ● 動物・植物（注8） ● 貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物 など

■ 主要取引先

貴社の直近会計年度において、下表に規定する条件を満たす日本国内の事業者(注9)にかぎります。ただし、条件を満たす取引先であっても、一部対象外となる場合があります。詳しくは、P.19、P.20の「保険金をお支払いできない主な場合」または普通保険約款・各特約をご覧ください。

事業者の種類	条件
供給者等のうち、商品・製品等の供給物を直接貴社に供給する者	貴社がその事業者から購入した商品・製品等の購入価格の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上原価(注12)の総額の20%の額を超えている者。
供給者等のうち、商品・製品等を直接貴社より受け入れる者	貴社がその事業者へ販売した商品・製品等の販売価格の総額が500万円超かつ直近会計年度の売上高(注12)の総額の20%の額を超えている者。
貴社が工事業務を行う場合において、請負工事の発注者(注10)	貴社がその発注者から請け負った請負契約の請負金額の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上高(注12)の総額の20%の額を超えている者。
貴社が物流業務を行う場合において、運送契約の荷主(注11)	貴社がその荷主から請け負った運送契約の請負金額の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上高(注12)の総額の20%の額を超えている者。
貴社が工事業務および物流業務以外の業務として役務を提供する場合において、その役務提供にかかわる契約の契約者	貴社がその契約者から請け負った役務提供にかかわる契約の請負金額の総額が500万円超かつ貴社の直近会計年度の売上高(注12)の総額の20%の額を超えている者。

- (注1) 貴社が所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。工事現場はこれに該当しません。以下、同様とします。
- (注2) P.16の（注5）と同様のため、ご参照ください。以下、同様とします。
- (注3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。以下、同様とします。
- (注4) 記名被保険者が⑦の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早いほうを事故が発生した時とみなします。
- (注5) 保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。以下、同様とします。
- (注6) 感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。以下、同様とします。
- (注7) その名称を問わず、構造上人が乗ることができないドローン、ラジコン機およびラジコンヘリコプター等を含みます。
- (注8) 動物・植物が商品・製品等、受託貨物である場合は、対象物件には含まれません。
- (注9) 事業所限定方式の場合は、その事業者が貴社の対象施設の業務にかかわる場合にかぎります。
- (注10) 請負契約が元請工事の場合にかぎります。また、発注者からは工事業者を除きます。
- (注11) 運送契約は貴社が元受運送人となる契約にかぎります。また、荷主からは物流業者を除きます。
- (注12) 事業所限定方式の場合は、貴社の対象施設における直近会計年度の売上原価・売上高をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

■ 共通の事由

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者等または荷主の倒産。ただし、主要取引先の破産による損失等については保険金を支払います。
- 直接であると間接であるとを問わず対象物件、ユーティリティ設備または流通管理システムがサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等。ただし、対象物件のうち敷地外物件^(注1)に該当しない財物に火災、破裂または爆発が生じた場合は、保険金を支払います。 など

■ 対象物件に生じた次の損害

- 次の①から③の財物に生じた風災⁹⁴²・雹災⁹⁴³・雪災の事故により生じた損害
 - ① ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器⁹⁴⁴等および商品・製品等
 - ② 建築中の屋外設備・装置
 - ③ 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合は、保険金を支払います。
- 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者ではない場合において、対象建物に付加した看板について生じた損害については、保険金を支払います。
- 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
 - ① 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電氣的事故もしくは機械的事故
 - ② 原因を問わず、原動機付自転車が対象敷地内の外にある間に生じた事故 など

■ 設備・什器⁹⁴⁵等や商品・製品等に適用される固有の事由^(注2)

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害

- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雷⁹⁴⁶もしくは砂塵⁹⁴⁷の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害
- 対象物件の格落ち損害(対象物件の価値の下落をいいます。)
- 対象物件の納入者が、記名被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- 対象施設の営業時間外において、金庫^(注3)外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 対象物件である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害 など

■ 対象物件である商品・製品等に生じた次の損害

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害
- 商品・製品等である植物が、事故により枯死した結果生じた損害。ただし、事故発生後7日以内に枯死した場合は保険金を支払います。 など

■ 次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水⁹⁴⁸

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣 など

■ 次の事由により生じたユーティリティ・流通管理システムの中断

- ユーティリティ設備または流通管理システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、渇水または水不足 など

(注1) 対象施設の業務における供給者等（物流業務の場合は荷主）が日本国内で占有する財物をいいます。

(注2) P.17の補償内容に記載の事故の種類のうち、③～⑥または⑧、⑨のいずれかの事故である場合に適用されます。

(注3) 耐火定置式のものを用い、手提げ金庫等の可動式ものを除きます。

■ 次のいずれかの場合により生じた主要取引先の破産

- 保険契約者または記名被保険者が、主要取引先の破産手続開始の申立てを行った場合
- 保険契約者または記名被保険者が、主要取引先または第三者と共謀して主要取引先の破産を発生させた場合
- 主要取引先の破産が、保険契約者または記名被保険者の加担により発生した場合または加担により発生したとみなすことができる場合
- 次のいずれかの事由により主要取引先の営業が休止または阻害された結果として主要取引先の破産が生じた場合
 - ① 国または公共機関による法令等の規制
 - ② 差押え、収用、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ③から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ テロ行為またはその結果生じた事象
 - ⑨ サイバー攻撃等
- 主要取引先の破産手続開始の申立てが行われた日直前90日間以内に、主要取引先と取引^(注4)が無い場合
- 保険期間の開始日から起算して90日間に主要取引先の破産手続開始の申立てが行われた場合。ただし、この保険契約が継続契約^(注5)である場合は保険金を支払います。

- 主要取引先が次のいずれかに該当する場合
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているなど

■ 特定感染症、指定感染症の原因となる病原体による対象施設または対象建物等が汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に適用される固有の事由

- 都道府県知事等からの要請に応じて行った特定感染症、指定感染症の発生に起因しない自主休業。ただし、実際に事故があった場合は、保険金を支払います。
- 保険期間の初日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約^(注5)である場合は、保険金を支払います。
- 脅迫または恐喝などを目的とした営業に対する妨害行為 など

■ 上記以外の事由

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などを目的とした営業に対する妨害行為による食中毒の発生またはその疑い など

(注4) 次のいずれかに該当するものをいいます。①主要取引先が、商品・製品等の供給物を記名被保険者に直接供給する取引 ②主要取引先が、商品・製品等を記名被保険者より直接受け入れる取引 ③記名被保険者が行う工事業務のうち、主要取引先が発注者(工事業者を除きます。)となる請負工事(元請工事の場合にかぎりまず。)契約の締結または遂行 ④記名被保険者が行う物流業務のうち、主要取引先が荷主(物流業者を除きます。)となる運送契約(記名被保険者が元請運送人となる契約にかぎりまず。)の締結または遂行 ⑤記名被保険者が工事業務および物流業務以外の業務として行う役務の提供で、主要取引先が契約者となる役務提供にかかわる契約の締結または遂行

(注5) 感染症に関する保険契約^(注6)を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日(その保険契約が末日までに解除されていた場合には、その解除日をいいます。)を保険期間の初日とし、かつ、貴社を同一として損保ジャパンと締結された保険契約をいいます。

(注6) 次のいずれかの保険契約をいいます。①休業ユニット不担保特約が付帯されていない事業活動総合保険契約で、次のアおよびイのいずれも付帯されていない契約 ア. エコノミープラン特約(企業包括方式用) イ. エコノミープラン特約(事業所限定方式用) ②食中毒・感染症利益補

特にご注意いただきたいこと

重要事項等説明書

ご加入に際してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご加入者にとって不利益になる事項等、事業活動総合保険をご加入いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、ご加入になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべてに内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

なお、ご加入者と記名被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

保険金をお支払いする主な場合

■事業活動総合保険は、「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」「賠償責任担保条項」の3つによって構成されています。
各項目（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです

選択いただいた契約プランによりセットできるユニットなどが異なります。
また、ご契約に適用される特約により、概要に記載の内容が変更される場合があります。詳しい内容につきましては、パンフレットまたは普通保険約款および特約等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ユニット	保険金をお支払いする主な場合
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が所有する設備・什じゅう器や商品・製品などの動産に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および事業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。営業が休止または阻害された期間は、3か月のてん補期間および復旧期間を限度とします。（なお、事故の種類によりお支払いする保険金の種類やてん補期間が異なる場合があります。）
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。サイバーリスク賠償責任補償特約が自動セットされます。情報の漏えいまたはそのおそれ、被保険者システムに対するサイバー攻撃等に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害に被保険者が支出した費用に対して保険金をお支払いします。（補償範囲が限定されますのでご注意ください。）

保険金をお支払いできない主な場合

■この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害、損失、費用に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しています。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

【各ユニット共通】

- ①ご契約者または記名被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③核燃料物質等の有害な特性による損害 など

【物損害ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②保険の対象の欠陥、自然の摩滅・消耗・劣化、性質によるさびかび など

【休業ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②国または公共機関による法令等の規制
- ③差押え、取用、徴収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。 など

【賠償ユニット】

- ①記名被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ②次のいずれかの業務の遂行に起因する損害
 - ・医療行為
 - ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
 - ・弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、建築士等がその資格に基づいて行う業務 など

被保険者の範囲

■この保険で被保険者は、主に下記の方々となりますが、そのご契約に適用される約款・特約や業種ごとに範囲が異なります。詳しくは普通保険約款および特約等をご確認ください。

ユニット	被保険者
物損害ユニット	記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）
休業ユニット	記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）
賠償ユニット	①記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方） ②記名被保険者の役員・使用人 ③記名被保険者の下請負人 ④記名被保険者の下請負人の役員・使用人

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

■申込用Webサイトでの入力事項すべて

（１）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

（２）保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

＜通知事項＞

■申込用Webサイトでの入力事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。（※）

（※）申込用Webサイトに入力された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合はその事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）

（１）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

（２）また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意いただくこと

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として１年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、領収書・加入者証等にてご確認ください。

■保険責任は保険期間の初日の午後４時（領収書・加入者証等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後４時に終わります。

■実際にご加入いただくお客さまの保険料につきましては、領収書・加入者証等にてご確認ください。

■売上高、延床面積、人数等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、領収書・加入者証等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。

■ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■加入者証は大切に保管してください。なお、加入者証は会員ページからダウンロードすることが可能です。

■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の対象とはなりません。

■【保険契約の無効、取消しについて】

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者の詐欺または脅迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害(※1)の額、損害(※1)の程度および損害(※1)の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書 など ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、損益計算書 など ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※2)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※1) 損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用のことをいいます。

(※2) 保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

- 前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (注) この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

埼玉中央支店 法人支社 担当：吉田・森

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1

TEL 048-648-6010 : FAX 048-648-6011

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

株式会社ビューティガレージ 担当：ハمام

〒154-0015 東京都世田谷区桜新町1-34-25

TEL 0120-975-412

Mail insurance@beautygarage.jp

(受付時間：平日の午前10時から午後6時まで)